

川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																														
<p>○川崎市少年自然の家条例 昭和52年3月31日条例第16号 (利用料金)</p> <p>第13条 利用者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>別表（第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校に在学する者及び学齢に達しない者</td> <td>1人1泊につき</td> <td style="text-align: right;">330円</td> </tr> <tr> <td>中学校に在学する者</td> <td>1人1泊につき</td> <td style="text-align: right;">440円</td> </tr> <tr> <td>高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者</td> <td>1人1泊につき</td> <td style="text-align: right;">880円</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>1人1泊につき</td> <td style="text-align: right;">1,650円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 5歳未満の者は、無料とする。</p>	区分	単位	金額	小学校に在学する者及び学齢に達しない者	1人1泊につき	330円	中学校に在学する者	1人1泊につき	440円	高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者	1人1泊につき	880円	その他の者	1人1泊につき	1,650円	<p>○川崎市少年自然の家条例 昭和52年3月31日条例第16号 (利用料金)</p> <p>第13条 利用者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>別表（第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校に在学する者及び学齢に達しない者</td> <td>1人1泊につき</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>中学校に在学する者</td> <td>1人1泊につき</td> <td style="text-align: right;">400円</td> </tr> <tr> <td>高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者</td> <td>1人1泊につき</td> <td style="text-align: right;">800円</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>1人1泊につき</td> <td style="text-align: right;">1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 5歳未満の者は、無料とする。</p>	区分	単位	金額	小学校に在学する者及び学齢に達しない者	1人1泊につき	300円	中学校に在学する者	1人1泊につき	400円	高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者	1人1泊につき	800円	その他の者	1人1泊につき	1,500円
区分	単位	金額																													
小学校に在学する者及び学齢に達しない者	1人1泊につき	330円																													
中学校に在学する者	1人1泊につき	440円																													
高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者	1人1泊につき	880円																													
その他の者	1人1泊につき	1,650円																													
区分	単位	金額																													
小学校に在学する者及び学齢に達しない者	1人1泊につき	300円																													
中学校に在学する者	1人1泊につき	400円																													
高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者	1人1泊につき	800円																													
その他の者	1人1泊につき	1,500円																													